

① 間接特定課税対象金額又は間接特定個別課税対象金額の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	()
----------------------	------------------	-----	-----

別表十七(三)の五

平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

外国法人の名称		1			他の外国法人の名称		4		
本店たる の所在 又は主 たる事務 所	国名又は地域名	2			本店たる の所在 又は主 たる事務 所	国名又は地域名	5		
	所在地	3				所在地	6		
間接特定課税対象金額又は間接特定個別課税対象金額の明細									
配当事業年度又は 配当連結事業年度		7	・ ・ ・ ・		前二年以内の各事業年度等 又は前二年以内の各連結事業 年度等のうち最も古いもの		8	・ ・ ・ ・	
外国法人が 他の外国法人から 剰余金の配当等を受 けた日	外国法人が 他の外国法人 から受けた 剰余金の配 当等の額		請求権勘案 直接保有株式 等の保有割合	(9) × (10)	(11) のうち 適用済金額 (前二年以内の 各事業年度等又 は前二年以内の 各連結事業年度 等の(14)の金額)	間接配当等 又は個別 間接配当等 (11) - (12)	別表十七(三 の四)「15の 計」のうち (13)に対応す る部分の金額	残 額 (13) - (14)	
	9	10	11	12	13	14	15		
・ ・			%						
・ ・									
・ ・									
・ ・									
・ ・									
・ ・									
合 計									
事業年度又は 連結事業年度	他の外国法人 に係る課税 対象金額等 又は個別課税 対象金額等		間接保有割合	(16) × (17)	(18) のうち 適用済金額 (前二年以内の 各事業年度又は 前二年以内の 各連結事業年度 の(21)の金額)	(18) - (19)	別表十七(三 の四)「15の 計」のうち (20)に対応す る部分の金額	残 額 (20) - (21)	
	16	17	18	19	20	21	22		
・ ・ ・ ・			%						
・ ・ ・ ・									
計									
当 期 分									
合 計									
間接特定課税対象金額又は間接特定個別課税対象金額 (13)の合計と(20)の合計のうち少ない金額)						23			

別表十七（三の五）の記載の仕方

1 この明細書は、内国法人が措置法第66条の8第8項から第10項まで若しくは同条第13項において準用する同条第6項《内国法人に係る特定外国子会社等から受ける配当等の益金不算入》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の92第8項から第10項まで若しくは同条第13項において準用する同条第6項《連結法人に係る特定外国子会社等から受ける配当等の益金不算入》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「外国法人が他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額9」は、措置法令第39条の19第7項各号又は第39条の119第7項各号《特定課税対象金額及び間接特定課税対象金額の計算等》に掲げる剰余金の配当等の額については、記載しません。

3 「請求権勘案直接保有株式等の保有割合10」は、措置法令第39条の19第8項に規定する直近配当基準日における同項に規定する割合又は同令第39条の119第8項に規定する直近配当基準日における同項に規定する割合を記載します。

4 「(11)のうち適用済金額12」は、措置法第66条の8第11項第1号に規定する前二年以内の各事業年度等又は同法第68条の92第11項第1号に規定する前二年以内の各連結事業年度等に係る「別表十七(三の四)「15の計」のうち(13)に対応する部分の金額14」の金額を合計した金額を記載します。

5 措置法第66条の8第6項に規定する適格組織再編成が行われた場合の「間接配当等又は個別間接配当等13」は、次により記載します。

(1) 当該法人を合併法人又は被現物分配法人とする適格合併又は適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配に限ります。以下「適格合併等」といいます。）が行われた場合には、当該適格合併等に係る被合併法人又は現物分配法人の当該適格合併等の日（当該適格合併等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）の前日を含む事業年度又は連結事業年度のうち最も新しい配当事業年度（措置法第66条の8第11項第1号に規定する配当事業年度をいいます。以下同じ。）又は配当連結事業年度（同法第68条の92第11項第1号に規定する配当連結事業年度をいいます。以下同じ。）に係る「15」の金額を記載します。

(2) 当該法人を分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。）とする適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（適格現物分配にあつては残余財産の全部の分配を除きます。）をいいます。以下同じ。）が行わ

れた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等（分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいいます。以下同じ。）の当該適格分割等の日の属する事業年度開始の日の前日又は連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度又は連結事業年度のうち最も新しい配当事業年度又は配当連結事業年度に係る「15」の金額に措置法令第39条の19第12項の規定により読み替えられた同条第6項各号に規定する割合又は同令第39条の119第11項の規定により読み替えられた同条第6項各号に規定する割合を乗じて計算した金額を記載します。

6 「間接保有割合17」は、措置法令第39条の19第10項若しくは第11項又は第39条の119第9項若しくは第10項に規定する割合を記載します。

7 「(18)のうち適用済金額19」は、措置法第66条の8第11項第2号ロに規定する前二年以内の各事業年度又は同法第68条の92第11項第2号ロに規定する前二年以内の各連結事業年度に係る「別表十七(三の四)「15の計」のうち(20)に対応する部分の金額21」の金額を合計した金額を記載します。

8 措置法第66条の8第6項に規定する適格組織再編成が行われた場合の「(18)－(19)20」は、次により記載します。

(1) 当該法人を合併法人又は被現物分配法人とする適格合併等が行われた場合には、当該適格合併等に係る被合併法人又は現物分配法人の当該適格合併等の日（当該適格合併等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）の前日を含む事業年度又は連結事業年度のうち最も新しい配当事業年度又は配当連結事業年度に係る「22」の金額を記載します。

(2) 当該法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日を含む事業年度開始の日の前日又は連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度又は連結事業年度のうち最も新しい配当事業年度又は配当連結事業年度に係る「22」の金額に措置法令第39条の19第12項の規定により読み替えられた同条第6項各号に規定する割合又は同令第39条の119第11項の規定により読み替えられた同条第6項各号に規定する割合を乗じて計算した金額を記載します。

9 内国法人が措置法第66条の9の4第7項から第9項まで《特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人から受ける配当等の益金不算入》若しくは同条第12項において準用する同法第66条の8第6項の規定の適用を受ける場合又は連結法人が措置法第68条の93の4第7項から第9項まで《特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人から受ける配当等の益金不算入》若しくは同条第11項において準用する同法第68条の92第6項の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載します。